

小社出版物につきまして、下記の訂正がございます。ここに訂正し、ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

『ラクラク突破の1級建築士スピード学習帳 2021』 正誤表

2021年2月19日

科目	頁	該当箇所	誤 (訂正前)	正 (訂正後)
計画	23	集合住宅の事例の 公営住宅標準設計510型 概要	食寝分離:ダイニングキッチンと寝室を分けるなどがある	食寝分離:ダイニングキッチンと寝室を分けるなどがある
計画	78	●日本建築史一覧表の 奈良時代の代表的な建築物	加茂御祖神社(流れ造り:平入り。奈良市)	賀茂御祖神社(流れ造り:平入り。京都市)
計画	78	●日本建築史一覧表の 平安時代の代表的な建築物	中尊寺金堂	中尊寺金 <b>色</b> 堂
計画	78	●日本建築史一覧表の 桃山時代の代表的な建築物	(桃山時代の代表的な建築物) 密庵	(江戸時代の代表的な建築物) 密庵
法規	182	1.建築物の高さ 本文9行目(屋上 部分の高さ参入に関する記述)	②日影規制の対象になるかどうかの基準(法56条の2第4項)	②日影規制の対象になるかどうかの基準(法56条の2第4項、 <b>法別表第4(ろ)欄2項、3項、4項口</b> )
法規	194	右欄・追加解説の ●完了検査	なお、以下の建築物では、一定の規定の検査が省略される (法7条の5・68条の20第2項)……(省略)……③小規模戸 建木造住宅のような法6条1項四号対象建築物で建築士が監 理したもの	なお、以下の建築物では、一定の規定の検査が省略される ( <b>法6条の4第1項</b> 、法7条の5・68条の20第2項)……(省略) ……③小規模戸建木造住宅のような法6条1項四号対象建 築物で建築士が <b>設計</b> ・監理したもの
法規	194	右欄・追加解説の ●中間検査	なお、以下の建築物では、一定の規定の検査が省略される (法7条の5・68条の20第2項)……(省略)…… ③小規模戸建木造住宅のような法6条1項四号対象建築物 で建築士が監理したもの	なお、以下の建築物では、一定の規定の検査が省略される ( <b>法6条の4第1項</b> 、法7条の5・68条の20第2項)……(省略) ……③小規模戸建木造住宅のような法6条1項四号対象建 築物で建築士が <b>設計</b> ・監理したもの
法規	209	2.開口部の少ない建築物の換気 本文11行目(自然換気設備に 関する記述)	②給気口は、居室天井高さの1 / 2以下に設けること	②給気口は、居室天井高さの1 / 2以下に設け、 <b>常時外気 に開放された構造とする</b>
法規	227	右欄・追加解説の ●積雪荷重	雪下ろし慣習のある地方は、実況に応じて垂直積雪量が1m <b>以上</b> でも1mまで減らすことができる	雪下ろし慣習のある地方は、実況に応じて垂直積雪量が1m <b>超</b> でも1mまで減らすことができる
法規	228	4.荷重及び外力 本文8行目(地 震力に関する記述)	当該高さの地震層せん断力係数×(当該部分の固定荷重と積 載荷重の和)	当該高さの地震層せん断力係数×(当該部分の固定荷重と積 載荷重に、 <b>多雪地域は更に積雪荷重の和</b> )
法規	236	1.防火に関する用語 本文12行目 (準耐火建築物に関する記述)	②法2条九号の三口の「外壁耐火の準耐火建築物」……(省 略)……c.延焼のおそれのある部分の屋根:屋内通常火災に 対し20分間の <b>非損傷性</b>	②法2条九号の三口の「外壁耐火の準耐火建築物」……(省 略)……c.延焼のおそれのある部分の屋根:屋内通常火災に 対し20分間 <b>火炎を出さないこと</b>
法規	238	●避難時倒壊防止構造としなけれ ばならない特殊建築物(法27条1 項)	(二)項、一番右「対象用途の床面積」欄 300㎡以上	(二)項、一番右「対象用途の床面積」欄 <b>2階が</b> 300㎡以上
法規	239	●法27条2項により耐火建築物と しなければならない建築物	(六)項、右「対象用途の階」欄 3階	(六)項、右「対象用途の階」欄 3階以上
法規	241	右欄・追加解説の令112条4項の 下の※2	<b>又は一時間準耐火基準に適合するものを除く</b> とした建築物	<b>(削除)</b>
法規	275	●建築物の用途制限の概要	(表見出し)●建築物の用途制限の概要(詳細は法別表第2 及び令130条の3～9の <b>6</b> を参照)	(表見出し)●建築物の用途制限の概要(詳細は法別表第2 及び令130条の3～9の <b>8</b> を参照)

株式会社エクスナレッジ